

## 国土交通省 平成25年基金シートの整理表

基金番号	法人名	法人形態	基金名称	基金設置年度	25年基金シート番号	関連する25年行政事業レビューシートの事業番号	25年基金シートを作成しない場合、その理由	備考
1	(一財)建設業振興基金	一般財団法人	信用・指導基金	S50	25-1	—	—	
2	(公財)不動産流通近代化センター	公益財団法人	信用・指導基金	S55	25-2	—	—	
3	(一財)建設業振興基金	一般財団法人	建設業安定化基金	H10	25-3	—	—	
4	(一財)建設業振興基金	一般財団法人	建設業金融円滑化基金	H20	—	337	当該基金について行政事業レビューシートで点検・公表を行ったため。	
5	(一財)建設業振興基金	一般財団法人	建設業と地域の元気回復基金	H20	25-4	—	—	
6	(一財)建設業振興基金	一般財団法人	建設業債権保全基金	H21	—	337	当該基金について行政事業レビューシートで点検・公表を行ったため。	
7	(一社)環境不動産普及促進機構	一般社団法人	耐震・環境不動産支援基金	H24	—	326	当該基金について行政事業レビューシートで点検・公表を行ったため。	
8	(一財)民間都市開発推進機構	一般財団法人	民間都市再生基金	H14	25-5	—	—	
9	(一財)民間都市開発推進機構	一般財団法人	都市再生ファンド支援事業	H15	—	—	補助金による事業(投資法人への出資)は単年度で実施済みであり、機構は資金を保有していないため。なお、出資先の法人の業務は平成23年度以降廃止され、現在は回収のみである。	
10	(一財)民間都市開発推進機構	一般財団法人	まち再生基金	H17	25-6	271	—	
11	(公財)利根川・荒川水源地域対策基金	公益財団法人	利根川・荒川水源地域対策基金	S51	—	—	内部管理経費のみに財源を充てているため	

12	(財)木曾三川水源地域対策基金	財団法人	木曾三川水源地域対策基金	S52	—	—	内部管理経費のみに財源を充てているため	
13	(公財)豊川水源基金	公益財団法人	豊川水源基金	S52	—	—	内部管理経費のみに財源を充てているため	
14	(公財)矢作川水源基金	公益財団法人	矢作川水源基金	S52	—	—	内部管理経費のみに財源を充てているため	
15	(公財)筑後川水域地域対策基金	公益財団法人	筑後川水域地域対策基金	S57	—	—	内部管理経費のみに財源を充てているため	
16	(公財)吉野川水域地域対策基金	公益財団法人	吉野川水域地域対策基金	S60	—	—	内部管理経費のみに財源を充てているため	
17	(公社)全国市街地再開発協会	公益社団法人	民間再開発促進基金	S53	25-7	—	—	
18	(一財)住宅保証支援機構	一般財団法人	住宅保証基金	H18	25-8	—	—	
19	(一財)高齢者住宅財団	一般財団法人	高齢者居住安定基金	H13	25-9	—	—	
20	(公財)日本賃貸住宅管理協会	公益財団法人	住宅循環円滑化保証基金	H15	25-10	—	—	
21	(公社)全国市街地再開発協会	公益社団法人	街なか居住再生ファンド	H17	25-11	—	—	
22	(一社)環境パートナーシップ会議	一般社団法人	環境対応住宅普及促進基金	H21	25-12	—	—	
23	(公財)交通遺児育英会	公益財団法人	交通遺児に対する奨学金貸与事業	S44	25-13	—	—	
24	(公財)交通遺児等育成基金	公益財団法人	交通遺児育成基金	S55	25-14	188	—	
25	日本自動車整備商工組合連合会		自動車整備近代化資金	S58	25-15	—	—	

26	(一社)環境パートナーシップ会議	一般社団法人	環境対応車普及促進基金	H21	25-16	—	—	
27	(独)奄美群島振興開発基金	独立行政法人	保証に要する資金	S30	25-17	—	—	
28	(独)住宅金融支援機構	独立行政法人	金利変動準備基金	H17	—	2	金融庁検査の対象法人であるため	
29	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	独立行政法人	本州四国連絡橋(本四備讃線)耐震補強事業	H24(事業開始年度)	—	140	当該事業について行政事業レビューシートで点検・公表を行ったため。	
30	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構海事勘定	—	—	—	国から特定の事業を行う目的の出資を受けたが、当該事業に対して全額支出済みであり、平成24年度以降において回収等のみを行っているため。	
31	(独)海上災害防止センター	独立行政法人	防災基金	H15	—	—	海防センターの民営化に関する法律が平成24年9月に成立しており、同法人は、平成25年10月1日付けで解散し、防災基金のうち、政府出資金相当額を国庫返納することが決定しているため。 (「海洋汚染等及び海上災害の防止等に関する法律等の一部を改正する法律」附則第10条第2項)	